

# 輸送リーダー



## 輸創企業

「2024年問題」を好機と捉え  
持続可能な物流業界をめざす

◎キューソー流通システム株式会社

ドライバーの確保と育成が  
運送事業者のパワーになる

◎キューソーティス株式会社

## 巻頭言・業界羅針盤

荷動き指数(2024年7~9月)  
—荷動きと景気動向—

## 快走企業

“製造小売”を実現する  
独自の物流体制を構築

◎中部興産株式会社

財務強化と企業成長のセオリー  
2026年を目途に  
約束手形が廃止に！

他社に打ち勝つ発想力  
元請事業者も選別！  
物流・運送関連の  
法改正で業界構造が変化



# 産業医の役割と選び方

## 従業員の健康管理のために

一般社団法人SRアップ21 東京会  
社会保険労務士 小泉 正典=文

### 産業医選任の条件とは

大きな会社では当たり前の存在ですが、中小、零細企業や、まだ会社を創業して間もない時期であれば知らないのが産業医です。そもそもそのはず、産業医を選任する必要があるのは、常時50人以上の労働者を使用する事業場であるからです。ただずっと知らないままで、会社が大きくなったときに「何をしてもらるべきなのか」「どうやって選任すればよいのかわからない」ことになってしまいます。産業医とはどのような役割をするもので、どのように選任すれば良いのかを確認しておきましょう。

では、産業医とはどのような立場の人なのでしょうか。医師会によると「事業場において労働者が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行えるよう、専門的立場から指導・助言を行う医師をいいます」とあります。なお、医師であれば誰でも良いわけではなく、産業医には条件があり、以下のいずれかの要件を備えた者から選任します。

◎厚生労働大臣が指定する者  
(日本医師会、産業医科大学)

学)が行う研修を終了した者  
◎労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生である者  
◎学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授、講師(常時勤務する者に限る)  
の職にあり、またはあった者  
◎産業医の養成過程を設置している産業医科大学その他  
の大学で、厚生労働大臣が指定するものにおいて当該過程を修めて卒業し、その大学が行う実習を履修した者

### 産業医の職務とは

産業医は、労働者が健康に就労できるよう健康管理などを行う役割がありますが、具体的には以下のことが行うべき事項(職務)として定められています。

- ①健康診断の実施と、その結果に基づく措置
- ②長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ストレスチェックとストレスチェックにおける高ストレス

者への面接指導、その結果に基づく措置  
④作業環境の維持管理  
⑤作業管理  
⑥上記以外の労働者の健康管理  
⑦健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置  
⑧衛生教育  
⑨労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置

また、この他に産業医は少なくとも毎月1回の定期巡回を行い、作業方法または衛生状態について労働者の健康に有害のおそれがあるときは、直ちに健康障害を防止するための必要な措置を講じたり、衛生委員会や安全衛生委員会に参加し、職場環境や働き方にについて専門家の立場からアドバイスを行ったりします。なお、衛生委員会へのメンバーには必ず産業医が必要となります。

### 産業医を選任する事業場とは

産業医は、事業場の規模に応じて選任することになります。ポイントは、事業所の総人数ではなく各事業場での人数による、というこ



とです。つまり、本社のみしかなく労働者が50人以上となった場合には産業医の選任が必要ですが、本社の他に支店があり労働者の総数が50人以上であっても、本社・支店それぞれの事業場が50人未満の場合には、産業医を選任する必要はありません。

現実的かと思います。選任した場合は、所轄労働基準監督署へ産業医選任報告書を提出します。また、産業医を変更した場合にも労基署への報告が必要となります。

### 産業医の選び方は

業種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)	産業医の選任	
		産業医の人数	専属の産業医の選任が必要な事業場
すべての業種	50人未満		産業医の選任義務なし
	50~499人		該当なし
	500人~999人	1人	※に該当する事業場
	1,000人~3,000人		該当 常時1,000人以上の労働者を使用するすべての事業場
	3,001人以上	2人	

※労働安全衛生規則 第13条第1項第2号で定める特定業務(有害な業務:例えば、高熱、騒音、粉塵、有害ガス業務等)に常時500人以上の労働者を従事させる事業場

### 産業医を選任したら

産業医を選任すべき、常時使用する労働者50人以上となった場合は14日以内に選任するとなっていますので、50人に達する前から産業医については探し始めることが

産業医の職務は多岐に渡りますが、契約にあたって自社で特にどんなことを要望したいのかを明確にしておきましょう。健康診断後の面談なのか、メンタルヘルス対策などの

か、高ストレス者の面接指導などのなどです。コミュニケーションが取れない、ストレスチェック実施者をしてもらえない、産業医が忙しくてなかなか面談してもらえない、衛生委員会に出席してもらえないといった理由での産業医を変えるということも多くあります。産業医の経験や対応できる範囲と自社の具体的な要望や業務の進め方などを事前に面談などで相互に確認しておくといいでしょう。その際にコミュニケーションが取りにくい、自社の方針とは合わない、スキル不足が判明すれば違う産業医にすることも大切です。

昨今は生活習慣病以外にもメンタルヘルス不全などが多く、復職に関して産業医の面談や判断を復職の基準としている企業も多くあります。主治医だけの診断では本当に自社の求める就業が可能かどうか判断しづらいこともあるからです。産業医とはしっかりと情報共有やコミュニケーションを取り、労働者の健康管理をより適切に行える事業所づくりを進めていきましょう。

一般社団法人 SRアップ21 (<https://www.srup21.or.jp>)

平成6年8月に設立、社会保険労務士(SR)による人事・労務管理の実務家集団で、北は北海道から南は沖縄まで全国的に活動。弁護士・税理士・行政書士など専門士との関係強化を積極的に図り、企業のあらゆる相談や手続きをワンストップサービスでサポートしている。

◆職場でよくあるトラブルをドラマ仕立てにしたDVD『人事労務トラブル110番vol.5』販売中。本誌読者割引あり。お申し込みはホームページから。